

平成 20 年 3 月 24 日

各 位

会 社 名 徳 倉 建 設 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 徳 倉 正 晴  
コ ー ド 番 号 1 8 9 2 ( 名 証 第 2 部 )  
問 合 わ せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 石 原 重 保  
( 電 話 0 5 2 - 9 6 1 - 3 2 7 1 )

## 建設業法に基づく営業停止処分について

このたび、当社は、名古屋市発注の地下鉄工事に係る独占禁止法違反事件について、公正取引委員会から排除措置命令を受けたことに伴い、建設業法の規定に基づき、国土交通省から平成 20 年 3 月 24 日付で、下記のとおり営業停止処分を受けました。

当社は、この処分を厳粛に受け止め、コンプライアンスの徹底を図り、信頼の回復に努めてまいります。

### 記

#### 1 . 停止を命ぜられた営業の範囲

岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の区域内における土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの

#### 2 . 期 間

平成 2 0 年 4 月 7 日から平成 2 0 年 4 月 2 1 日までの 1 5 日間

以 上